

電子決済サービスの不正利用被害の補償について

株式会社マネーフォワード（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する「マネーフォワード クラウド経費」の契約者が利用している情報提供元に対する総合振込データの提供サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針を以下のとおり定めます。

なお、本方針に使用する用語の定義は、「[マネーフォワード クラウド利用規約](#)」第2条その他に定めるとおりとします。

ア 損失の補償の有無及び内容

当社は、「マネーフォワード クラウド経費」の契約者が利用している情報提供元に対する総合振込データの提供サービス（以下「電子決済サービス」といいます。）に関して、契約者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより契約者に損失が発生した場合には、契約者の責に帰すべき事由による場合を除き、当該損失を補償します。ただし、情報提供元が契約者に当該損失の全部又は一部を補償した場合は、この限りではありません。

イ 補償手続の内容

契約者は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から30日以内に、当該損失が発生した事実を当社に通知するものとし、当該通知後速やかに、当社に対して、損失額、損失発生日、損失発生の経緯その他当社が通知を求めた事項につき、必要な書類を添付して申告するものとし、また、契約者は、その被害について、警察署にも申告しなければならないものとし、

ウ 当社と情報提供元の補償の分担に関する事項

「[銀行等との契約内容](#)」に従うものとし、

エ 補償に関する相談窓口及びその連絡先

以下のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

expense.feedback@moneyforward.com

オ 不正取引の公表基準

当社は、電子決済サービスに関して、不正取引が発生した場合又はそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、又は、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに情報提供元と協力の上必要な情報を公表いたします。